

集落排水施設ご利用のみなさんへ 使用人員が増減したら届出をしてください!

転入・転出・死亡・出生等により、集落排水施設の使用人員に変更があった場合は、使用料金変更に係る届出が必要となりますので、役場へ書類の提出をお願いします。
※接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、接続期限が過ぎていますので、お早めにおつなぎください。



下水ポンプの故障が多く発生しています。

ビニール・タオル・下着・衛生用品・ティッシュペーパー・たばこの吸い殻等の水に溶けない物を下水道に流しますと、ポンプの詰まりの原因になりますので、絶対に流さないよう注意してください。

また自宅の下水桝では、定期的にゴミなどを取り除き、清掃をお願いします。また誤って流した場合は、至急下記担当課までご連絡してください。

■川辺地区の方は ▶ 上下水道課 ☎22-4814 ■田尻地区の方は ▶ 中津地域振興課 ☎54-0321

浄化槽11条の法定検査の啓発について

浄化槽(単独・合併)の11条の法定検査の未受験者を対象に、啓発文が送付されます。ご協力をお願いします。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を

私たちが、台所や洗濯・風呂・トイレなどから流す生活排水は、川や海の水質汚濁の原因の一つになっています。単独処理浄化槽では処理されないトイレ以外の生活雑排水は、生活排水全体の有機汚濁のうち70%以上を占めるといわれています。このため、生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」に比べて、水質汚濁数値が8倍にもなります。

※水環境を守ることを目的として、平成12年に浄化槽法が改正され単独処理浄化槽の新設は原則として禁止となり、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされています。

合併浄化槽の清掃料金減額について

下記条件を満たしていると思われる浄化槽管理者は申請してください。

- ①対象人槽 8人槽・10人槽
- ②適用条件
 - (1)維持管理において過去3年間、浄化槽法に順じて浄化槽法第10条の浄化槽清掃及び浄化槽保守点検、並びに同第11条の法定検査を実施していること
 - (2)法定検査において、適正な放流値が確認されていること
 - (3)使用人員が2人以下であること など

これらの条件が満たされれば、清掃料金が減額されます。



～ 詳しくは下記までお問合せください ～

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 中津地域振興課 ☎54-0321 美山地域振興課 ☎56-0321

農業委員会からのお知らせ 農業委員による農地パトロール(利用状況調査)を実施します

全国的な課題となっている耕作放棄地や荒廃農地について、日高川町内でも各地に雑草が生い茂った遊休農地などが多数あります。

農業委員会では、10月・11月を農地の有効利用を呼びかける強調月間と定め、遊休農地の発生防止・解消などを目的に、農業委員が「農地の利用状況調査」や「無断転用防止活動」などの農地パトロールを行います。

(農地法では農地の所有権・賃借権を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならないと規定されており、所有者又は賃借権者は農地の有効活用を努める責任があります。)

現在、耕作や栽培などしていない農地があり、今後も利用の意向がない農家の方は、お近くの農業委員と相談して、農地の有効利用に努めましょう。詳しくは、お近くの農業委員や農業委員会事務局にお問い合わせください。

遊休農地や耕作放棄地が増加すると下記のように周辺の環境が悪化します。

- 雑草が生い茂り周辺農地が大変迷惑となります。
- 病害虫や有害鳥獣のすみ処、枯れ草の火災発生の原因となります。
- 産業廃棄物などの不法投棄は違反ですが、その原因となる恐れがあります。



子どもたちの
未来のために

■お問合せ 日高川町農業委員会 事務局 ☎22-9423

『全国道路・街路交通情勢調査のお知らせ』

～自動車の利用実態に関する調査～

国土交通省では、都道府県、政令指定市及び高速道路会社と連携して、平成27年9月～11月にかけて、全国道路・街路交通情勢調査を実施します。

交通情勢調査は、昭和3年から概ね5年毎に実施している全国的な規模の調査であり、道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画、建設、管理などについて基礎資料を得ることを目的とし、道路の状況調査や自動車をお持ちの方を対象にしたアンケート調査による、自動車の利用実態に関する調査を実施します。

なお、アンケート調査は、自動車をお持ちの方の中から無作為に抽出されたご家庭に調査票を配布しますので、調査へのご協力をお願いします。



■お問合せ 国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 調査第二課 ☎073-424-2471

広告

宴会、法事、通夜・葬儀弁当承ります 日高川町 無料送迎いたします

飲み放題 小学生は半額 5才以下は無料 **120分**
※グループ様全員でご注文ください。(2名様より)
・ビンビール・日本酒・焼酎・ウイスキー
・耐ハイ・ノンアルコールビール
飲み放題は120分でラストオーダーとなります
飲み放題 お一人様 **1,389円**(1,500円税込)
※写真は5,000円(税込)の会席です。

グループで、ご家族で、用途に合わせたご宴席をご用意します。各種お料理内容など、人数・ご予算に応じて相談承ります。詳しくはお問い合わせください。

最新カラオケ機器導入

きのくに **中津荘**

日高郡日高川町高津尾 1049
TEL: 0738-54-0082